社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中!是非ご覧ください!

http://d-produce.net/

Facebook https://www.facebook.com/d.produce

2025年11月号

Dプロニュース

ご連絡先:

T231-0013

横浜市中区住吉町 4-45-1 関内トーセイビル Ⅱ 10 階

TEL: 045-226-5482 FAX: 045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com HP:https://www.d-produce.com



外国人労働者に人事・労務を説明する際 に役立つ支援ツール

日本の法制度や雇用慣行は外国人労働者に とっては馴染みのないことも少なくありません。そ のため、厚生労働省から、職場のルールを理由 や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうこと を目的とした支援ツールが出されています。

◆『外国人社員と働く職場の労務管理に使える ポイント・例文集』

採用、賃金、労働時間といった9つのテーマを あげ、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、 ①外国人社員に説明する前に読んで理解してお くとよいポイント、②実際に外国人の方にそのま ま話したり見せたりできるよう「やさしい日本語」 による説明の例が紹介されています。例えば、 採用後に労働者が提出する書類について、「日 本では、あなたに代わって会社が税金や保険の 計算をします。あなたのためにしますから、必要 な情報を会社に教えてください。」とルビつきで示 されています。

◆雇用管理に役立つ多言語用語集

人事・労務の場面でよく使用する労働関係、 社会保険関係の用語約 420 語について、定義・ 例文を検索できる用語集です。やさしい日本語 のほか、9言語(英語、韓国語、中国語(簡・繁)、 タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガ ル語、スペイン語、インドネシア語、カンボジア語、援融資」を開始すると発表しました。スキルアッ タイ語、ミャンマー語、モンゴル語)に対応してい

ます。

就業規則などを外国人労働者に説明する際、 理解が難しそうな用語などを検索して、翻訳を提 示したり、外国人社員本人が、人事・労務用語 の入社前の学習や辞書として活用したりするこ とが想定されています。

◆モデル就業規則ほか

厚生労働省のモデル就業規則は外国語版も 出されています。そのほか、日本国内で働く外国 人の方に向けた「労働条件ハンドブック」や外国 人労働者の労災防止に役立つ教材、資料も整 備されています。

【厚生労働省「外国人の方に人事・労務を説明す る際にお困りではないですか?」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buny a/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougo syu.html

【厚生労働省「外国人労働者の安全衛生管理」】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buny a/0000186714.html

リ・スキリング等教育訓練支援融資が 開始されます

厚生労働省は、「リ・スキリング等教育訓練支 プ等を目指す人が生活面の不安なく訓練を受け

ることができるよう、「教育訓練費用」と「教育訓練期間中の生活費」を融資するもので、訓練を修了した人が一定の要件を満たした場合、債務残高の返済が一部免除されます。

◆融資対象者(抜粋)

- ・ハローワークに求職の申し込みをしていること
- ・雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者で ないこと
- ・労働の意思と能力があること
- ・職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと
- ・過去に3年以上の就業経験があること
- キャリアコンサルティングを受けて、ジョブ・カードを作成していること
- ・融資申込時に 18 歳以上、融資開始時に 66 歳 未満であること

◆対象となる教育訓練

- (1)訓練期間が1カ月以上4年以内のもの
- (2)以下のいずれかに当てはまるもの
 - 1. 学校教育法に基づく大学、大学院、短期 大学、高等専門学校、専修学校または 各種学校が提供する教育訓練
 - 2. 厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練 を実施している法人等が提供する教育 訓練
 - 3. 求職者支援訓練または公共職業訓練等

◆返済の一部免除

- ・融資申込時点での融資対象者本人の年収が 500 万円未満であること
- ・求職者支援訓練、公共職業訓練または教育訓練給付金の指定講座を修了すること
- ・訓練終了日の翌日から1年以内に雇用保険被保険者として就職し、1年以上継続的に雇用されること
- ・訓練修了後の賃金が訓練開始前の賃金と比較して5%以上上昇していること

◆融資内容

- •実施機関:労働金庫
- ・上限額:教育訓練費用として年間 120 万円、生

活費として年間 120 万円(最大2年間分)

・融資利率: 年利率: 2%(固定金利、信用保証 率年 0.5%を含む)

企業が申請できるものではありませんが、今後、この融資を利用中の求職者の面接をすることもあるかもしれないので知っておくとよいでしょう。

【厚生労働省「リ・スキリング等教育訓練支援融資」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/buny a/koyou_roudou/koyou/reskillingtou_shienyushi.ht

健康保険の被扶養者認定は令和8年4月 から労働契約内容で年間収入を判定

健康保険の被扶養者としての届出に係る者 (以下「認定対象者」という。)の年間収入につい ては、認定対象者の過去の収入、現時点の収 入または将来の収入の見込みなどから、今後1 年間の収入の見込みにより判定されていました が、令和8年4月からは、就業調整対策の観点 から、被扶養者認定の予見可能性を高めるた め、次のとおり、労働契約段階で見込まれる収 入を用いて被扶養者の認定を行うこととされまし た。

- ◆労働契約で定められた賃金(労働基準法第 11条に規定される賃金をいい、諸手当および 賞与も含まれる。)から見込まれる年間収入 が130万円(認定対象者が60歳以上の者で ある場合または概ね厚生年金保険法による 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の 障害者である場合にあっては、180万円。認 定対象者(被保険者の配偶者を除く。)が19 歳以上23歳未満である場合にあっては150 万円)未満であり、かつ、他の収入が見込ま れず、
 - (1) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の 2分の1未満であると認められる場合

(2) 認定対象者が被保険者と同一世帯に属 していない場合には、被保険者からの援助 に依る収入額より少ない場合

には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱う。

◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を 行う場合は、労働基準法第 15 条の規定に基 づき交付される「労働条件通知書」(以下「通 知書」という。)等の労働契約の内容が分かる 書類の添付および当該認定対象者に「給与 収入のみである」旨の申立てを求めることによ り確認する。具体的には、通知書等の賃金を 確認し、年間収入が130万円未満(一定の場 合は 180 万円または 150 万円未満)である場 合には、原則として被扶養者として取り扱う。 なお、労働契約の更新が行われた場合や労 働条件に変更があった場合(以下「条件変 更」という。)には、当該内容に基づき被扶養 者に係る確認を実施することとし、条件変更 の都度、当該内容が分かる書面等の提出を 求める。

【厚生労働省「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における 年間収入の取扱いについて」】

 $https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251\\006S0060.pdf$

11 月の税務と労務の手続提出期限「提出先・納付先」

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前 月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

17日

所得税の予定納税額の減額承認申請書(10 月 31 日の現況)の提出[税務署]

12月1日

- 個人事業税の納付<第2期分>[郵便局ま たは銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀 行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用 状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保 険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末 日>

[公共職業安定所]

編集後記

暑さがやわらぎ、秋を感じる時間が増えてきましたね。

D·プロデュースの古川と申します。

14 年前、出産を機に一度退職していますが、縁あって昨年9月に戻ってまいりました。

前回同様パート勤務でこちらに復帰できたことに は感謝しかありません。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

様々環境の変化を感じますが、その中でも、ここ

数年は 65 歳、70 歳以上であっても仕事や地域 活動にと元気に活動をされている人生の先輩方 が多くなったように思います。うれしいことです。

北海道に住む私の2人の父(義父と実父)も、定年後の勤務時間を少しずつ減らしつつ、町内会の役員や読書会の運営などもやりながら自分のペースで仕事を続けていましたが、今年3月、偶然にも二人同時期に、仕事を退職しました。

義父の方は警備の仕事をしていました。 88 才まで継続できたこと。 それだけで尊敬に値するのですが、 「何かで人の役に立つこと」が自身の生きる張り 合いにもなっていたように思います。 今も、その姿勢は家庭地域につながっているよ うです。

実父の方は家電量販店の店舗開発の仕事を 73 才までしていました。

「職場では『最高にコスパの良い○○さん(○○は父の苗字)』と言われているんだ」と、

照れ笑いしながら教えてくれた様子が忘れられ ません。

今はオンライン勉強会やドラッカー読書会などを 通じて、楽しみながら学びを続けているようです。

2 人とも同居家族のサポートがあったからこそ納得できるタイミングまで仕事ができたのだろう思います。

父たちの人生の節目にいろいろと考えさせられました。私も、今の環境に感謝し、対価以上の働きができるようになりたいと、また、周りの人たちのがんばりをサポートできる自分でありたいと、改めて思いました。

皆さま方と共に、D・プロデュースで日々を重ねてまいります。